

発日向体協第48号  
令和3年1月15日

日向市体育協会  
加盟競技団体代表者様

日向市体育協会  
会長 瀧井 修  
(公印省略)

## スポーツ少年団及び児童生徒が所属するスポーツ団体の活動における 他チームとの交流等について（通知）

日頃から本協会の活動に御理解、御協力を頂き、厚く感謝申し上げます。

さて、本市スポーツ少年団及び児童生徒が所属するスポーツ団体の活動における他チームとの交流等については、令和3年1月5日付け発日向体協第46号で通知したとおり、1月17日（日）までは他チームとの交流は自粛し、単位団体のみでの活動とすることとしていました。

つきましては、1月18日（月）以降の活動については、下記のとおりとしますので御理解、御協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. スポーツ少年団及び児童生徒が所属するスポーツ団体の活動について

○本県独自の緊急事態宣言の期間中であることを踏まえ、令和3年1月22日（金）までは、引き続き他チームとの交流は自粛し、単位団体のみでの活動とすること。また、単位団体での活動についても慎重に検討し、保護者の理解と承諾を十分に得た上で各単位団体の判断と責任の下で行うこと。

#### 2. その他

- 1月23日（土）以降の対応については、1月22日（金）までに通知します。
- 宿泊や食事を伴う行事等についても、自粛をお願いします。
- 活動における感染防止対策の徹底について、団員や保護者、関係者等に再度、指導をお願いします。
- チームに所属する児童、生徒が新型コロナウイルスに感染した場合、活動を中止するとともに、保健所の指示に従ってください。